

議第185号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月27 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 第 1 項の表 (1) の項ア中「1,900 円」の右に「（道路交通法施行令（昭和35年政令第 270 号。以下この表において「政令」という。）第33条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証（以下この表において「免許証」という。）の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800 円）」を加え、同項イ (イ)、同項ウ (イ)、同項エ (ア) および同項オ (イ) 中「1,900 円」の右に「（政令第33条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800 円）」を加え、同表 (3) の項を次のように改める。

(3) 法第92条第 1 項の規定による免許証の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 (ウ) (イ) に掲げる交付以外の交付	2,050 円（法第92条第 1 項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050 円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに 200 円を加えた額） 1,700 円（法第92条第 1 項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載して
		(イ) 政令第33条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付	

			その種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 1,700 円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに 200 円を加えた額) 1,150 円
		イ 仮運転免許に係る免許証	

別表第 7 第 1 項の表 (4) の項中「3,500 円」を「2,250 円」に改め、同表 (12) の項中「道路交通法施行令（昭和35年政令第 270 号）」を「政令」に改め、別表第 7 第 2 項の表 (11) の項中「第 104 条の 4 第 6 項」の右に「（法第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、令和元年12月 1 日から施行する。